

# ユーカーが丘二丁目街路灯維持管理規則

## 第1条（目的）

この規則は、自治会会則第4条第3項に則り、街路灯の円滑なる管理運営を図るため、必要な諸事項を定めることを目的とする。

## 第2条（管理委員会の設置）

自治会の役員をもって街路灯管理委員会（以下「管理委員会」という）を設置し、街路灯の管理運営にあたる。

## 第3条（管理委員会の役員と任期）

管理委員会には、委員長、副委員長、総務委員及び会計委員各1名を置くものとし、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

委員長は自治会長を、副委員長は同副会長を、総務委員は同環境部を、会計委員は専門委員をもって、それぞれあてるものとする。

役員の業務は、次の通りとする。

1. 委員長は、会務を総括する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。
3. 総務委員は、街路灯の維持管理に関する事項を主管する。
4. 会計委員は、街路灯維持管理基金及び会計に関する事務を主管とする。

## 第4条（経費）

街路灯の維持管理の経費は、管理費及び街路灯維持管理基金の運用益金をもって、これにあてる。

## 第5条（管理費）

1. 居住者は、1戸当り年額400円（半期200円、月割り無）を、未居住者（店舗会員すなわち賛助会員）は同じく年額400円をそれぞれ管理費として負担するものとする。
2. 転出の場合は、管理費の返却を一切行なわないものとする。

## 第6条（街路灯維持管理基金）

山万（株）より、返還を受けた維持管理資金は、街路灯維持管理基金（以下「基金」という）とし、基金勘定を設け、その運用益金は街路灯の維持管理の費用に充当するものとする。但し、自治会委員会の承認を得た場合は、運用益金を自治会経費に充当することができる。基金は、銀行及び郵便局の定期預金として預け入れ、効率的な運用を図るものとする。基金の預け入れ名義は、委員長とし、副印として副委員長、総務委員及び会計委員の印章の届け出を行ない、基金の払い出しは4名連帯して行なわなければ、できないこととする。

## 第7条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとし、決算はその年度の自治会の総会に付議しなければならない。

### 附 則

この附則は、昭和61年4月から施行し、昭和60年6月1日より適用する。

（平成 6年4月3日定時総会で一部改正）

（平成12年4月2日定時総会で一部改正）

（平成15年4月6日定時総会で一部改正）